



衆議院憲法調査会ニュース

H14.11.15 Vol.38

第155回(臨時)国会

発行：衆議院憲法調査会事務局

11月14日に開会された小委員会

国際社会における日本のあり方に関する調査小委員会
政治の基本機構のあり方に関する調査小委員会

国際社会における日本のあり方に関する調査小委員会(通算第6回)

参考人：岩間陽子君

(政策研究大学院大学助教授)

質疑者

山口 泰明君(自民)	山田 敏雅君(民主)
赤松 正雄君(公明)	藤島 正之君(自由)
山口 富男君(共産)	金子 哲夫君(社民)
井上 喜一君(保守)	近藤 基彦君(自民)
中川 正春君(民主)	平井 卓也君(自民)

質疑終了後、自由討議

岩間陽子参考人の意見陳述の概要

はじめに

- ・外交史、国際政治の観点から、戦後ドイツの基本法及び安全保障について意見を述べる。
- ・ドイツ基本法の特徴としては、これまで改正法の数で51回と、頻繁に改正されてきたこと、憲法裁判所が基本法について大胆な判断を繰り返してきたことが挙げられる。

1. 元々のドイツ基本法の規定

- ・西ドイツは、戦後、武装解除により軍備のない状態にあり、制定時の基本法には、侵略戦争の準備の禁止、兵役忌避の認容、平和を維持するための連邦の相互的・集团的安全保障制度への加入の規定があるのみだった。

2. 西ドイツの再軍備

- ・朝鮮戦争勃発後、ヨーロッパ統合の枠組み内において西ドイツの再軍備が検討され、1954年には軍備に関する立法権限を連邦に付与する基本法改正が行われた。そして、西ドイツのNATO及びWEU加盟についての交渉を受けて、1954年にパリ条約が調印され、1955年に志願兵による連邦軍が発足した。
- ・1956年、与野党協力により再軍備に関する基本法の改正がなされた。その際、軍隊に対する民主的統制を図る上で、政府に対する議会のチェック及び連邦参議院を通じた連邦と州とのバランスが意識された。

- ・1957年には徴兵制が開始され現在に至っているが、徴兵制の存続については現在議論がなされている。なお、連邦憲法裁判所は、冷戦後においても徴兵制は合憲であるとの判断を示した。

3. 1968年の非常事態立法

- ・非常事態立法は、主権回復のために懸案となっていたが、1968年、社会民主党と保守系政党との大連立政権下で実現され、基本法の大幅な改正により、ほとんどの領域をカバーする有事法制が整備された。これにより、基本法上に「防衛事態」、「緊迫事態」、「同盟事態」等の各事態に関する規定が置かれ、その定義、確定の要件、効果等が定められた。

4. 冷戦下における西ドイツ軍の置かれた状況

- ・冷戦下において、西ドイツ軍はNATOに統合され、その機動性、指揮系統等については厳しく制限されるとともに、活動範囲はNATO領域内しか想定されていなかった。
- ・一方、人道援助、災害救難のための軍の派遣は別の観点でとらえられており、特段の議論なく、1960年以来、ほぼ毎年海外に派遣されている。

5. 冷戦後のドイツの安保政策の変化と憲法解釈の変化

- ・冷戦後、湾岸戦争、旧ユーゴ紛争、ソマリアの内戦等に対処するため、国連やNATOを通じてドイツ軍が国際社会の一員又は同盟国の一員として参加する必要が生じ、これに伴い、域外派兵が基本法上の問題となった。
- ・1994年7月の連邦憲法裁判所判決において、国連の集団安全保障としての活動のほか、NATOのような同盟による活動についても、議会の同意を前提に、24条2項を基本法上の根拠として、連邦軍の派遣が可能であるとの判断が示された。この判決以降、ドイツ軍の海外における活動は拡大し、現在では、常時9,000人から10,000人を派遣するに至っている。
- ・冷戦後、自国への攻撃という事態が想定しづらくなるといった安全保障環境の変化に対応し、ドイツ軍は、危機管理、紛争予防のための域外展開を新たな任務とする方向で改革を進めているところである。

岩間陽子参考人に対する質疑の概要

山口泰明君(自民)

- ・不穏な国際情勢に対する適切な対応と国際平和維持のため、確固とした法整備を行う必要がある。9条による制約がある一方で国際社会の平

和と安全に係る日本の役割もあるという事情の下、軍事分野における日本の国際協力をどう考えるべきか。

- ・現行憲法の精神は尊重しつつも、軍事分野における日本の不可避の国際協力があるとするれば、憲法改正は避けて通れない選択肢になると考えるが、いかがか。
- ・ドイツ基本法では、「防衛上の緊急事態」等対外的な緊急事態に関して規定を設けているが、これと比較して、有事関連3法案について、特に人権制約、地方自治体等に対する統制、国会によるコントロール等の観点からの参考人の意見を伺いたい。

山田 敏 雅君(民主)

- ・現在の我が国にとって、どのような憲法改正が望ましいと考えるか。
- ・緊急事態の法整備に関しては、権限の集中と人権の制限が最大の問題となるが、参考人は、我が国でもドイツの緊急事態法制のような制度をとるべきと考えるか、それとも、我が国独自の制度を構築すべきと考えるか。
- ・侵略戦争への反省とそれを踏まえた対応において、日本とドイツの戦後の歩みには大きな違いがあった。日本が他国を侵略する意図がないことを諸外国に理解してもらうにはどうすればよいと考えるか。
- ・自衛隊を国連の指揮下に置くことについて、どう考えるか。

赤松 正 雄君(公明)

- ・戦後の戦争責任をめぐる問題については、ドイツでは戦争責任をすべてナチスに押しつけ、「巧妙」であったのに対し、日本は責任の所在を曖昧にしてしまったのであり、「稚拙」であったという見解に対してどう考えるか。
- ・参考人は、その著作で、アメリカの対テロ軍事行動に際して、ドイツは即座に軍事的行動を含むあらゆる支援を行う用意があると表明したということ、大国としてのドイツの自己理解と結び付けて考えるべきであると主張しているが、これはどういうことか。
- ・今後、ドイツがアメリカ等の同盟国の立場と異なる立場に立つことも増えてくると考えるか。
- ・9条は憲法制定当時の状況を反映したものであり、また、これまで大きな役割を果たしてきたが、時代の変化を踏まえ改正を検討すべきであるという9条に対する参考人の認識は、私の認識とほとんど一致するものである。また、日本の有事法制論議において、国家の在り方をめぐる問題に関しては超党派の議論が必要という意見にも賛成であるが、現状は悲観せざるを得ない。このような現状に対し参考人はどうしたらよいと考えるか。

藤島 正 之君(自由)

- ・9条で禁止されている侵略戦争と憲法上許され

る自衛隊の海外派遣との区別について、どう考えるか。

- ・我が国の緊急事態法制はどうあるべきと考えるか。
- ・ドイツの連邦軍は今後どのように変わっていくと参考人は考えるか。
- ・「民主的軍隊」とはどのようなものとするか。また、ドイツにおいて徴兵制はどのようなものとしてとらえられているか。

山口 富 男君(共産)

- ・ドイツが NATO への加盟と一体のものとして再軍備を行った際に、ドイツ国内での基本法の枠組みと国際社会との関係について問題になったと思われるが、当時のドイツはこれにどのように対処したか。
- ・ドイツは戦後補償に関して長い間努力をしてきている。参考人は、日独両国における戦後補償の在り方の違いは民族性によるものであると説明しているが、ドイツ基本法にも、この問題を政治が責任をもって対処するように求めるといった側面があるのではないかと。また、ドイツにおける戦争責任の論争は、基本法の改正論争と関連して生じたものであったか。
- ・徴兵制導入以前から、ドイツ基本法4条には良心的兵役拒否の規定があるが、それが規定された経緯と意義について伺いたい。また、徴兵制の導入前と後ではこの規定の意味合いにどのような変化があったか。
- ・日本国憲法には戦争一般及び軍事力を放棄するとの明文規定があるのに対し、ドイツの基本法にはそのような明文規定がないが、このことについてどう考えるか。

金子 哲 夫君(社民)

- ・軍事問題が発生すると、国連との関わりが議論の対象となるが、1999年の NATO 連合軍によるコソボ空爆は、国連の決議がないままに行われた。これは国際的秩序の維持という点で問題ではないか。また、当時ドイツ国内では、この問題についてどのような議論がなされたか。
- ・先日の選挙で、ドイツ社会民主党は、アメリカが準備しているイラク攻撃に対して反対を掲げて勝利を収めた。そのときの反対理由及び国民の受け止め方は、どのようなものであったか。
- ・ドイツでは、国家の個人に対する戦後補償がなされているのに対し、日本では全くなされていないが、このことについてどう考えるか。

井上 喜 一君(保守)

- ・現行憲法には、危機管理や自衛隊に関する明文規定がなく、自衛権を根拠付ける規定も明確ではない。また、集団的自衛権の行使も認められていないとされている。私は、現在の社会通念から著しくかけ離れた9条は改正すべきと考えるが、参考人の意見はどうか。
- ・日本では、憲法が条約に優位するとの解釈が通説であるが、条約が憲法に優位すると考えれば、

法律を制定しなくとも条約を国内法として直接適用できると考えるが、いかがか。

- ・ドイツでは、今年2月の憲法裁判所の判決において、基本法に明文化されている徴兵制に関して合憲か否かが争われたというが、これはどういう意味か。

近藤基彦君(自民)

- ・ドイツでは基本法の改正はどのような手続によって行われているのか。日本のように国民投票は必要ないのか。
- ・ドイツは、昨年9月11日の同時多発テロ後、アメリカのアフガニスタンでの軍事行動に協力する旨を直ちに表明したのと比べて、今回のイラク問題に対してはかなり異なった態度をとっているように思うが、その背景としてどのようなことが考えられるか。
- ・現在、ドイツでは非軍事面での国際貢献が重視されているとのことである。私は、日本が「人間の安全保障」という観点から非軍事的な貢献を行っていくべきと考えるが、その際、ドイツを参考にすべき点としてどのようなことがあるか。

中川正春君(民主)

- ・冷戦中及び冷戦後のNATO域内での軍事行動でも、最近のNATO域外での軍事行動でも、ドイツ軍の国外への派兵は、ドイツ基本法24条2項(相互集団安全保障制度への加盟に関する規定)を活用して行われてきたと言える。しかし、アメリカ中心の多国籍軍に参加するようなケースについてもこのような集団安全保障で説明するのはやや無理があると思われる。ドイツでは、こういうケースはどのように理論構成されているか説明願いたい。
- ・テロ特措法や周辺事態法の議論では、日米安保条約を集団安全保障とみなした上で、武力の行使に当たるかどうかという点からのみ議論がなされているようだが、このような議論はもはや限界に来ており、集団的自衛権や集団安全保障に関して正面から議論する必要があると考えるが、いかがか。
- ・ドイツが基本法を何度も改正してきた秘訣は何か。

平井卓也君(自民)

- ・ドイツでは、基本法をたびたび与野党一致で改正して国家の安全保障を確立してきたが、どのようにして政治家や国民のコンセンサスを形成してきたのか。また、その際、政治家の強力なリーダーシップが必要だったと思うが、それについて説明願いたい。
- ・ドイツ軍の旧ユーゴへの派兵に際しては、憲法裁判所の判決が決定的な役割を果たしたとの説明があったが、民主的正統性を持たない憲法裁判所が大きな役割を果たすことに批判はないのか。
- ・今後のアジアにおける安全保障の枠組みについて、何か方法論があれば教えていただきたい。

質疑終了後の自由討議の概要(発言順)

赤松正雄君(公明)

- ・有事関連3法案については、参考人が言うように、超党派の賛成を得て成立させるべきと考えている。この前は、社民党から、軍事的対処により失われる生命の数の方が非暴力の抵抗により失われる生命の数よりも多いことから、有事が生じた場合には、非暴力の抵抗により対処すべきという見解を伺った。共産党は、有事法制の整備に関してどのような考え方に立つのか。2000年9月に、緊急時における自衛隊の活用を共産党の方針として決定したと認識しているが、有事法制の整備は必要であるとの認識に立っていると理解してよいか。

山口富男君(共産)

- ・有事関連3法案については、海外における武力行使につながるものであり、反対である。憲法前文において平和構築に向けた積極的平和主義の立場が明らかにされていることにかんがみれば、将来的にも、この立場を基本とすべきと考える。なお、2000年9月の党決定は、違憲の存在である自衛隊を「負の遺産」として前政権から受け継いで共産党が政権を担うことを想定して、警察力で対処することができない事態が生じた場合に既存の組織である自衛隊を活用するという意味であり、有事関連3法案と結び付けて考えていない。

赤松正雄君(公明)

- ・有事法制の整備は必要ないという考えに立つと理解してよいか。

山口富男君(共産)

- ・日本において、「有事法制」という言葉は、手垢の付いたものとなってしまっているが、そもそも、有事には、海上保安庁や警察によって対処し得るものもある。また、軍事同盟、核兵器、東アジアの不安定要因等の解決に向けた平和的努力を通じて、自国の平和と安全を図るべきであり、その意味で、政府の提案する「有事法制」は不要である。

赤松正雄君(公明)

- ・「万が一」の事態が生じた場合、非武装・無抵抗を貫くという立場に共産党は立つものではないと理解してよいか。

山口富男君(共産)

- ・9条で保持を禁止されている戦力以外の手段で、徹底的に抵抗するという立場に立つ。

金子哲夫君(社民)

- ・戦後、ドイツと日本とが置かれた状況には、大きな違いがあることに留意すべきである。
- ・日本が他国からの侵略を受ける可能性がないことは明らかであることから、国外における紛争への対処が必要であるとの文脈で有事法制に関する議論が進められることを危惧している。ま

た、本来であれば、他国からの侵略の可能性があるのか、平和外交によって不安定要因を除去することは不可能なのか等について議論を深める必要があるが、有事関連3法案は、そのような議論を欠いており、国際社会の現実から乖離していると考えられる。

中山太郎会長

- ・北東アジアにおける安全保障の枠組みを構想する上で、平和維持に向けた外交努力を続けていくことが重要である。同時に、国民の生命・財産を守ることは政治の最優先課題であり、そのために必要な法律の整備を検討すべきである。
- ・ドイツは、他国の平和構築のために人的資源や資金を提供しているが、日本は、まず、自国及び自国民の平和と安全を確保することに重点を置くべきである。

仙谷由人会長代理

- ・参考人の意見陳述を聴いて、ドイツにおける再軍備は、第二次世界大戦への反省から、「開かれた軍」を念頭に国民の合意の上になされたということを確認した。
- ・ドイツの緊急事態法制が軍による国民の生命・財産の侵害の可能性等を踏まえて制定されたこと、実力部隊の役割が領土防衛から紛争予防・危機管理へと変化してきたこと等にかんがみれば、有事法制に関する議論は、憲法問題であることを認識するとともに、国民の合意の上で進めていく必要がある。

下地幹郎君(自民)

- ・有事法制の整備に当たって国民の理解は不可欠の前提であることから、国民に対し、分かりやすい形で提示する必要がある。
- ・そのためには、有事法制と日米安保条約との関係を検討する必要がある。特に、日米安全保障条約に基づく日米地位協定は平等性に欠けるものであることから、同協定の適正な改正がなされないままに有事法制の整備が先行することは、国民からの理解を得られない。

山口富男君(共産)

- ・50回に及び基本法の改正をはじめとするドイツの経験は、分断国家が統一へと至った歴史の中に位置付けて考えるべきである。
- ・北東アジアにおける安全保障を考える場合、日本の侵略戦争により生じた問題が未解決であることを踏まえ、憲法を活かす方向において諸課題に対処していくことが重要である。

赤松正雄君(公明)

- ・今夏に事態対処特委員から構成された派遣議員団の一員としてドイツの緊急事態法制について調査を行った際、面談相手が、日本において有事法制を検討するに当たっては、国家間紛争への対応とともに、テロ等の国家間以外の紛争への対応を考えるべきであると述べたことが、大変印象に残っている。

政治の基本機構のあり方に関する調査小委員会(通算第6回)

参考人：高田篤君

(京都大学総合人間学部助教授)

質疑者

中山 正暉君(自民)	伴野 豊君(民主)
斉藤 鉄夫君(公明)	藤島 正之君(自由)
春名 真章君(共産)	金子 哲夫君(社民)
松浪 健四郎君(保守)	福井 照君(自民)
仙谷 由人君(民主)	

質疑終了後、自由討議

高田篤参考人の意見陳述の概要

はじめに

- ・現在、政党に対する批判が強いが、政党は立憲主義にとって不可欠の構成要素であり、政党の存在意義を積極的に基礎付ける必要がある。
- 1. 政党についての憲法理論的省察
 - ・多様性を有害であるとするシュミットは別として、多様性を尊重するケルゼン、ヘラーや、多様性をより積極的に意義付けようとするマディソン、アレントは、総じて多様性を積極的に評価しており、政党は、この多様性に立脚し、民主制に合理性をもたらす不可欠な存在であると積極的に基礎付けられる。
- 2. 政党の憲法(社会)科学的省察
 - ア 民主制の社会科学的把握
 - ・民主制を社会科学的に把握すれば、(a)政治的コミュニケーションから成り立つ争点化、(b)選挙肢の形成・提供、(c)暫定的決定、(d)決定の受容という多段階からなる包括的なシステムと理解される。
 - イ 政党の民主制の前提条件形成機能
 - ・政党は、これらの各段階において(a)政治リーダー候補者のリクルート・育成、(b)政策の策定、(c)有権者への選挙肢の提供等の民主制の前提条件形成にあたって、決定的な役割を果たしている。
 - ウ 政党民主制展開の三段階モデル
 - ・第一段階(政党民主制確立期): 議員政党(党員は地主、商工業者層)、第一次産業就労人口(50%以下)
 - ・第二段階(大組織の時代): 組織政党、第一次産業就労人口(40%を切る)
 - ・第三段階(脱工業化社会): 組織政党の揺らぎ、第三次産業就労人口(50%を超える)
 - エ モデルの第三段階における普遍的課題
 - ・社会や「個人」が複雑化・「断片化」した第三段階では、政党は政治的なコミュニケーションにより、国民各層の政治的な見解を反映することが困難になり、また、特殊個別利益に定位することが相対的に多くなる。こうした状況に適合

するため、政党・政党システムが十分な複雑性と「断片性」を備えることが必要となる。また、我が国に欠けていた要素として、政党の公開性と透明性の重要性に着目する必要がある。

3. 政党法制の意義

ア 第二次世界大戦後のドイツ及び日本の政党法制
 ・第二次大戦後、ドイツは、組織政党が政党民主制の土台を切り崩したという経験にかんがみ、政党に関する憲法上の規定を設け、政党に党内民主制等の義務を負わせ、同時に、政党助成等の特権を与えることで、「国民政党」を作り出した。一方、政党民主制の発展を阻害した要因が多く存在した日本は、「結社の自由」という形で政党に完全な自由を与え、個々の領域については、公職選挙法等により個別的に規律した。

イ 「政治改革」

- ・1990年代、我が国では、政党・政策本位の選挙制度等を採用し、政権交代を可能にすることを目的とした「政治改革」が実施された。しかし、この改革は、(a)既成政党に対し、政党助成等の特権を与えただけで、党内民主化等の厳しい規制を加えるものではなかったこと、(b)第二段階で組織政党が育たないまま、第三段階に入った我が国の客観的な状況に対して、第二段階の組織政党を前提とした制度を導入しようとしたこと等の理由から不適切な処方箋であった。

ウ 現在の日本社会に適切な政党法制へのヒント
 ・ドイツでは、政党助成のような既成政党への特権付与が、新たな政治勢力の流入を阻み「要塞化」を招いているとの批判がある。これに関して、ドイツ連邦憲法裁判所により、政党助成の割合が政党の政治資金の50%を超えてはならないとする違憲判決が出されたり、有権者に政党助成の行き先を委ねる「市民ボーナス制度」等が提言されている。また、政党内での民主化の強化・分権化も課題となっている。

エ 法においてできること

- ・法制でできることは、(a)政党による人材発掘・育成にあたっての障害の除去、(b)政党の透明性・開放性の確保である。

4. 政党法制と憲法

- ・政党法制の整備は、現行憲法下で法律改正によっても可能であるが、政党法制は政治過程に関するルールのできであるので、(a)少数政党に対する不利益取扱い、(b)政党のカルテル化、(c)政党助成の恣意的な拡大といった立法者による濫用の危険がある。また、政党法制の濫用防止の主役は裁判所であるので、憲法裁判に対する影響についても慎重に考慮されるべきである。
- ・政党に関する憲法規定が単なる訓示規定に止まるなら、政党法制に対する司法的コントロールを弱める可能性があるので適切でなく、他方、それを避けるため「結社」「パブリック・インタレストグループ」「政党」等について詳細に規定

するなら、簡潔な基本原則を定めるという憲法規定としては異例なものとならざるを得ず、結局、政党に関する憲法規定の制定は、相当に困難と考える。

高田篤参考人に対する質疑の概要

中山正暉君(自民)

- ・日本は古来より、聖徳太子の十七条憲法に見られるように「和をもって貴しとなす」との考え方があり、これを現代政党制を論じる上で想起すべきではないか。
- ・政治に恐怖と暴力が持ち込まれることに対しどのように対処すべきであるか、見解を伺いたい。
- ・我が国の政党の歴史が浅いことを踏まえ、民主主義の中に政党を位置付けるために政党法はどうあるべきか、見解を伺いたい。

伴野豊君(民主)

- ・参考人は、政党が政治的多様性に立脚するものであり民主制にとって不可欠であるとするが、私の理解では、これは政党成立の要件が緩やかであることを意味する。その場合、どのようにして政党の信頼性を確保していくべきであるか考えるのか。
- ・参考人は、現代社会において、社会には多数者などおらず少数者が集まっているに過ぎないという社会の「断片化」、個人がいろいろな側面を持つ複層的存在となる個人の「断片化」が進んでいるとするが、そのことを踏まえたあるべき衆議院の選挙制度とはどのようなものか。
- ・政党の人材発掘・育成機能に対する障害の除去とは、例えば、サラリーマンが選挙に立候補して落選した場合に、原職に復帰できる制度を整備すること等を想定しているのか。
- ・ドイツは、戦後数十回にわたって憲法改正を行っているが、一方、日本はまだ一度も行っていない。参考人は、ドイツと比較した場合の日本の憲法改正論議をどのように評価するのか。

斉藤鉄夫君(公明)

- ・国民の誰からも支持される国民政党を目指すことは、必ずしも有権者の望むところではないと考えられる。そうした国民政党への志向と政治不信との関係について見解を伺いたい。
- ・選挙は、多様な民意を集約する機能を有し、政党は民意を集約した形を提示するという役割を持っていると考えるが、民意の反映という観点から、選挙と政党との関係について、参考人はどのように考えるか。

藤島正之君(自由)

- ・「政党の近代化」とはどのような意味であるのか。また、理想的な政党政治を実行している国はどこであるか。
- ・二大政党制を目指すべきであるとの意見があるが、これに対する見解を伺いたい。
- ・現在の選挙制度において、小選挙区制で落選し

た者が比例代表制で当選することが可能となっている。選挙制度としておかしいと考えるが、見解を伺いたい。

- ・政党と派閥の関係について、見解を伺いたい。
- ・党議拘束と議員の自由な政治活動との関係について、見解を伺いたい。

春名真章君(共産)

- ・政党は、日本では結社の自由で黙示的に組み込まれたものとして、ドイツでは国家機構の構成部分として、それぞれ憲法上位置付けられていると考える。また、我が国では利権政治という政党以前の問題もある。このようなことを踏まえ、憲法と政党との関係を考える場合の基本認識を伺いたい。
- ・1994年の我が国の「政治改革」には、違憲的なものがあるのではないかと。また、参考人は、「政治改革」がドイツの制度の「いいところ取り」と指摘するが、これはどういう意味なのか。
- ・政党助成が政党の政治資金の5割を超えれば違憲であると判断したドイツ憲法裁判所判決の意義について、見解を伺いたい。
- ・政党に対する企業・団体献金は、利権政治の温床となっており、企業・団体に参政権がないことから禁止されるべきであると考え、いかがか。また、民主制のルールのうちで最も重要である政治と金に関するルールをきちんと作るべきであると考え、いかがか。

金子哲夫君(社民)

- ・参考人は、党議拘束は将来的に緩和されるべきと言うが、比例代表制による選挙では有権者は政党に投票することになっており、比例代表選挙で当選した議員は政党の決定に従って行動すべきではないのか。比例代表で当選した議員が所属する政党と異なる政治行動をとることに問題は無いのか。
- ・政党は民主主義に欠かすことができない存在であるが、民意が多様化していく中で、政党はどうかかわっていくべきと考えるか。また、その中で、選挙の際の投票率を上げていくためには、どのような工夫が必要と考えるか。

松浪健四郎君(保守)

- ・参考人は、政党についての憲法上の根拠を21条の結社の自由のみで十分と考えているのか。議院内閣制は、政党政治である以上、憲法に政党について明記する必要があるのではないかと。
- ・42条は二院制について規定するが、政党が充実していくことを前提に、今後、一院制へ移行していくべきではないか。また、二院制を維持するのであれば、参議院を職能代表とする等両院の機能分化を図るべきではないか。
- ・現行の衆議院議員の選挙制度である小選挙区比例代表並立制については、違憲ではないかという議論があるが、参考人の所見を伺いたい。

福井照君(自民)

- ・私は、選挙を通じて、国民は一人ひとりの人生が国家のヴィジョンとなることを欲していると感じ、そのような政治の実現を訴えて当選してきた。そういう立場から、参考人の意見からは、「部分」と「全体」の対話が重要であると感じたが、現在の議会の構成や活動等にはそうした対話が反映されているのか疑わしい。このような私の民意の解釈に対する参考人の見解を伺いたい。また、実際の選挙は多分に情緒的なものであり、そのような選挙の結果は、現実の政治にも反映しているのではないかと。国家の運営を論理的にするためには、国民はどうすべきであるかと考えるか。

山谷由人君(民主)

- ・現在の我が国に現われている政治や行政の制度疲労の問題についての大きな原因の一つには、憲法の構造上の問題があると考え。憲法では、「政治権力をつくる」ということの意味が明確にされていない。議院内閣制の下では、議会が政治権力をつくり、その実質を担うのが政党であることを、憲法上明らかにした方がよいと考えるが、いかがか。
- ・議会及び政党の役割として「争点化機能」は大切であると考え、昨今、メディア政治・劇場政治と言われるような中で、国会が確かな議論を行っているにもかかわらず報道されないという問題がある。その一方では、ワイド・ショー番組によって形成される「世論」なるものが存するようであるが、参考人は、今後、こうしたメディアと「争点化」の問題をどうすべきと考えるか。

質疑終了後の自由討議の概要(発言順)

奥野誠亮君(自民)

- ・現行憲法は、戦後、アメリカの日本管理方針に合わせて作られたものであり、憲法について議論するに当たっては、現行憲法に基づいてどうするかというよりも、これからの日本はどうあるべきかという観点から議論すべきである。また、社会情勢や日本を取り巻く世界の情勢等が変化していくことを考えれば、憲法は、明治憲法のようになるべく簡明かつ弾力的なものとすべきである。
- ・現在の選挙制度は、金のかからない選挙という観点から、政策本位の選挙制度として構築されたが、政党がめまぐるしく変わっている現在、政党を選ぶというのは国民に分かりにくい。個人を選ぶという形が良いと考える。
- ・参考人は将来的には党議拘束を緩和すべきであるとするが、政党は政策を実現するために集まった集団であり、その観点から、党議拘束をかけることを原則とすべきである。

春 名 真 章君(共産)

- ・民主政において政党の存在が大きいものであると、改めて感じた。現在の政党法制については、(a)違憲状態が生じている、(b)参考人からのドイツの制度の「いいところ取り」であるなどの指摘があることを踏まえ、94年の政治改革のときに制定された政党助成法等の内容を吟味しなければならない。また、政治と金の問題は、国民主権を脅かしかねない問題であり、真っ先に取り組むべき課題である。
- ・憲法と政党の関係については、本調査会において、議論を深めていく必要がある。

仙 谷 由 人 会 長 代 理

- ・議院内閣制においては、本来、与党と内閣は政治権力として一体であるべきだが、従来は、党高官低などと言われて、与党と内閣が二元的であることがむしろ良いとされてきた。小泉内閣の登場により、与党と内閣にねじれ現象が発生し、日本的議院内閣制の矛盾が明らかになってきている。
- ・実現可能性が低い公約や明確でない公約の下で選挙が行われていること等を踏まえつつ、政党に対する不信感を拭い去るためにも、選挙・政党・政治権力の関係について、国民と一緒に考えていく必要がある。
- ・イスラエルでの首相公選制の失敗を考えると、日本は議院内閣制を継続していくしかないのではないか。

奥 野 誠 亮君(自民)

- ・現在、党首の選び方など政党内部の在り方が非常に重要となっていると考える。

第 6 回 地 方 公 聴 会 (福 岡 県 福 岡 市)
意 見 陳 述 ・ 一 般 傍 聴 申 込 みの 案 内

- ・日 時：H14.12.9(月) 午後1時～
- ・場 所：福岡県福岡市
ホテルニューオータニ博多
- ・派遣委員：中山会長外9名
- ・意見陳述者：6名
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県に在住されている方から一般公募を行い、意見の概要、年齢、性別、職業等を勘案の上、幹事会において選定いたします。
- ・一般傍聴：100名程度
各会派に対する割当の外、あらかじめ事務局に傍聴を申し込み、当日傍聴券を持参した方(申込みをした本人に限る)の傍聴を団長において許可します。
なお、本人確認のため、身分証の提示を求めるともあります。

意見陳述希望の申出・一般傍聴希望の申込みの締切は、11月25日正午となっております(詳細は、8ページ)。

今 後 の 開 会 予 定

日付	開会時刻	会議の内容
H14 11.28 (木)	午前 9:00	基本的人権小委 (参考人は、現在調整中です。)
	午後 2:00	地方自治小委 (参考人は、現在調整中です。)
12.9 (月)	午後 1:00	第6回地方公聴会(福岡)
12.12 (木)	未定	派遣報告 自由討議

諸般の事情により変更される可能性があります。

意 見 窓 口 「 憲 法 の ひ ろ ば 」

平成12年2月より、憲法について広く国民の声を聴くため、意見窓口「憲法のひろば」を設けております。

これまで寄せられた意見の総数及びその内訳

- ・受付意見総数：1823件(11/14現在)
- ・媒体別内訳

葉書	1093	封書	372
FAX	213	E-mail	145

- ・分野別内訳

前文	35	天皇	74
戦争放棄	1235	権利・義務	52
国会	33	内閣	31
司法	8	財政	10
地方自治	9	改正規定	13
最高法規	8	その他	1170

- ・中間報告書に関する意見：2件

複数の分野にわたる意見もございますので、分野別内訳の総数は、受付総数とは一致しません。

【意見窓口「憲法のひろば」の宛先】

FAX 03-3581-5875
E-mail kenpou@shugiin.go.jp
郵便 〒100-8960 千代田区永田町1-7-1
衆議院憲法調査会「憲法のひろば」係
いずれのご意見も、住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記して下さい。

第6回地方公聴会（福岡県福岡市）開催要領

（衆議院憲法調査会ニュース Vol.37の再録）

1. 開催の趣旨

日本国憲法に関する調査のため、仙台地方公聴会（H13.4.16）、神戸地方公聴会（H13.6.4）、名古屋地方公聴会（H13.11.26）、沖縄地方公聴会（H14.4.22）、札幌地方公聴会（H14.6.24）に次いで、今般広く国民の各層から日本国憲法について（21世紀の日本と憲法）意見を聴取する地方公聴会を、12月9日（月）に福岡県福岡市において開催いたします。

2. 開催要領

日 時 H14.12.9（月）午後1時～
場 所 福岡県福岡市
ホテルニューオータニ博多

派遣委員 中山会長外委員9名

意見陳述者 6名（予定）

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県に在住している方より一般公募を行い、意見の概要、年齢、性別、職業等を勘案の上、幹事会において選定します。

議事順序

- ・開 会
- ・団長挨拶
- ・意見陳述者の意見開陳（各15分）
- ・派遣委員から意見陳述者に対する質疑（各15分×8人）

- ・団長挨拶等
- ・散 会

議事整理等

- ・団長が会議における座長を務め、会議の議事整理及び秩序保持等を行います。
- ・会議は、衆議院における議事規則に準拠して行います。

傍 聴

国会議員、国会議員秘書、報道関係者のほか一般傍聴を団長において許可します。一般傍聴は、各会派に対する割当の外、あらかじめ事務局に傍聴を申し込み、当日傍聴券を持参した方（申し込みをした本人に限る）の傍聴を認めます（100名程度）。

なお、本人確認のため、身分証の提示を求められることもあります。

3. 意見陳述の申出方法

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県に在住する方で意見を述べ

ようとする方は、住所、氏名（ふりがな）、年齢、性別、職業、電話番号、日本国憲法について（21世紀の日本と憲法）の意見の概要（当日開陳する意見の要旨を800字以内）及び「福岡公述希望」の旨を記載し、封書又は電子メールで下記の宛先へ申し出願います。

申し出た方の中から幹事会で選定の上、通知いたします。なお、意見陳述者には旅費・日当を支給いたします。

傍聴も希望する方は、「4.傍聴の申込方法（一般傍聴）」に従い別途お申込み下さい。

意見陳述者に選ばれた方には、開催日の1週間前頃までにご連絡いたします。

意見陳述者に選ばれた方の意見の概要については、公開することがあります。

【締 切】 H14.11.25（月）正午（必着）
【宛 先】
〒100-8960 東京都千代田区永田町1-7-1
衆議院憲法調査会事務局気付
憲法調査会会長宛
・E-mail kenpou@shugiin.go.jp

4. 傍聴の申込方法（一般傍聴）

傍聴希望の方は、封筒の表に「福岡傍聴希望」と記載し、宛先及び郵便番号を明記して80円切手を貼った返信用封筒（長型3号程度）を必ず同封し、下記の宛先へ申し込み願います（1人1通に限ります）。

なお、申込み多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨申込者宛に通知いたします。

開催日の1週間前頃までに、傍聴者に選ばれた方には傍聴券を、抽選にもれた方にはその旨を記載した文書を郵送いたします。

【締 切】 H14.11.25（月）正午（必着）
【宛 先】
〒100-8960 東京都千代田区永田町1-7-1
衆議院憲法調査会事務局気付
憲法調査会会長宛

【問合せ先】 衆議院憲法調査会事務局

03(3581)5563（直通）

03(3581)5111（代表）

内線2704又は2705